



埼玉県中央家畜保健衛生所
電話：048-663-3071
緊急：090-2757-1650
Fax：048-666-8731
メール：m633071@pref.saitama.lg.jp

家畜衛生だより

令和2年6月

家畜伝染病予防法が改正されました。 飼養衛生管理者の選任をお願いします！

令和2年4月に家畜伝染病予防法が改正され、7月1日から施行されます。全ての家畜の所有者は「飼養衛生管理者」の選任が義務付けられます。1頭(羽)でも家畜を飼育している場合は対象となります。

飼養衛生管理者（管理者）とは

- 管理者に特別な資格はいりません。
所有者(経営者)自ら管理者となることも可能です。
- 管理者の業務は主に下記の3つです。
 - ①飼養衛生管理区域に出入りする人・物を管理（消毒や記録など）する。
 - ②飼養衛生管理に関する研修会へ参加し知識や技術の習得及び向上を図るとともに従業員を教育する。
 - ③国・県からの最新情報に対応した管理を行う。

報告の方法

- 別紙様式に必要事項を記入し、FAX 又は郵送で報告してください。
- 報告は令和2年7月1日までにお願いします。
- 農場が複数ある場合は原則として農場ごとに選任してください。
- 必ずメールアドレスも記入してください。
メールアドレスやメールを見るための携帯電話・パソコンがない場合はそれらの取得に努めてください。難しい場合は、メールの内容を飼養衛生管理者に確実に伝達可能な家族や所属する生産者団体等が管理するメールアドレスを記入してください。